

保護者様

宇都宮市立清原中学校長 齋 藤 弘 明

5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応について

標記の件につきまして、宇都宮市教育委員会から以下のような通知がありましたので、下記内容をご確認の上、適切に対応願います。

記

1 平時における感染症対策について

全ての教育活動については、以下の感染対策を講じた上で通常通り実施します。

(1)健康観察

家庭において生徒の健康状態を把握し、発熱や咽頭痛等普段と異なる症状がある場合には、無理をせず自宅で休養してください。

なお、発熱や咽頭痛などの風邪症状がみられ、新型コロナウイルス感染症の疑いにより欠席であった場合、これまで出席停止等の扱いとしていましたが、**今後は、病欠扱いとなります。**

(2)マスクの着用の考え方

生徒及び教職員に対して、**着用を求めないことを基本**とします。ただし、着脱を強いることのないようにし、個人の選択を尊重します。

2 感染流行時における感染対策について

地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用するとともに、生徒に着用を促します。その場合にも、着用を強いることがないようにします。

また、各教科等の「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、近距離や大声での会話を控える等の対策を講じます。

3 感染者及び濃厚接触者の取扱いについて

(1)感染者について

- ・ 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒等に対する出席停止の期間は、「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」を基準とします。
- ・ 「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- ・ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を推奨します。生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。

(2)濃厚接触者について

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないこととなったことから、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とはなりません。